

兵庫型奨学金返済支援制度（中小企業就業者確保支援事業）

従業員の奨学金返済支援を行う中小企業に補助します。

1 事業概要

県内中小企業の人材確保を図るとともに、若年者の地元就職及び定着を促進するため、従業員の奨学金返済負担軽減制度を設ける県内中小企業に対し、当該企業の負担額の一部を支援します。

① 補助対象企業

- ア ②の対象従業員に対する奨学金返済負担軽減制度を有する兵庫県内に本社がある中小企業
- イ 京都府就労・奨学金返済一体型支援事業の対象となっている京都府内に本社がある中小企業の県内事業所

② 対象従業員

補助対象企業に勤務し、以下の要件を全て満たす方

- ア 正社員である者
- イ 日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
- ウ 申請年度の4月1日時点で、当該企業に就職後5年以内の者
- エ 申請時点で県内事業所に勤務する者
- オ 30歳未満の者（申請年度末（3月31日）時点で29歳以下の者）

③ 補助期間

対象従業員1人につき、最長5年

④ 補助額

- ア 対象従業員1人あたりの年間返済額の3分の1。
- イ 補助上限 年6万円。ただし、補助対象企業の対象従業員に対する支給額の2分の1が6万円を下回る場合は、その額。

2 補助対象企業の要件

（1）対象となり得る中小企業の規模及び業種

中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者（会社（※）及び個人）等で、具体的には下表のとおりです。個人事業主については、業種を問わず、要件を満たしていれば補助対象となり得ます。なお、会社以外の法人は対象となりません。

（※）会社…株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社。ただし、国又は地方公共団体が出資している会社、土業法人は除く。

区 分		資本金額又は出資総額	従業員数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
サービス業		5,000万円以下	100人以下
小売業		5,000万円以下	50人以下
特 例	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下

※ 個人事業主については、資本金額は関係ありません。

（2）補助対象とならない場合

ア 「みなし大企業」である場合

大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなどにより、大企業の支配下にある会社（いわゆる「みなし大企業」）は、2（1）の要件を満たしていても、本事業の補助対象となりません。

例：発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

イ 法令違反、反社会的、税の滞納があるなど補助金を交付することが適切でない場合

以下の項目に一つでも該当する場合は補助対象となりません。

- ① 交付申請日の前日から過去1年間に労働関係法令違反がある
- ② 暴力団との関わりがある

- ③ 性風俗関連営業・接待を伴う飲食等営業又はこれらの一部を受託する営業を行っている
- ④ 交付申請日時時点で倒産している
- ⑤ 交付申請日の前日から過去1年間に、兵庫県の補助金（本社の所在地が神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市である企業は、兵庫県及び当該市の補助金）について、不正受給処分（不支給措置）がとられている
- ⑥ 兵庫県税（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市の各市内に在住し、かつ、在勤する対象従業員を雇用している企業は、兵庫県税又は当該市税）を滞納している

（3）補助対象企業とは

① 兵庫県内に本社がある中小企業とは

補助対象とするのは県内に本社を置く中小企業とします。ただし、登記簿上は本社が県内にあっても、正規従業員の採用や従業員の給与等勤務条件の決定権限のある部署が県内にない場合は対象外とします。

② 京都府就労・奨学金返済一体型支援事業の対象となっている京都府内に本社がある中小企業とは

京都府が実施する「京都府就労・奨学金返済一体型支援事業」の対象として従業員に対する奨学金返済負担軽減制度を有する中小企業で、京都府内に本社があるものに限り、なお、企業要件等は本県制度に準じるものとします。

（4）従業員に対する奨学金返済負担軽減制度を設けていることとは

従業員に対する奨学金返済負担軽減制度は、就業規則、社内規程など、文書で明確に定められている必要があります。ただし、従業員への支援については、奨学金返済に係る手当等の支給（日本学生支援機構への代理返済を含む）に限られており、貸付金の場合には本事業の対象となりません。

3 支援対象者の範囲

（1）正社員とは

雇用期間の定めがなく、当該補助対象企業が正社員（正職員）として取り扱っている者として扱います。

（2）日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者とは

現に同機構の奨学金を返済していれば、対象者の学歴は問いません。

例：大学、大学院、短大、高専、専修学校専門課程の卒業者、中退者

（３）申請時点で当該企業に就職後５年以内の者とは

補助金交付申請を行う年度の４月１日時点で、当該補助対象企業に採用されて５年以内の者とします。

なお、当該申請年度の途中に、採用後満５年となる者については、満５年となる日の属する月までの支給額を補助対象経費とします。

（４）申請時点で県内事業所に勤務する者とは

補助金交付申請日時点で県内事業所に勤務している者としてします。

（５）３０歳未満の者とは

補助金交付申請を行う年度末（３月３１日）時点の年齢が２９歳以下の者としてします。

（６）その他

ア 事業主と同居している親族は本事業の対象となりません。ただし、①事業主の指揮命令に従っていることが明らかである、②勤務時間や賃金の支払いなどが他の従業員と同様である場合は対象となり得ます（別紙様式「同居親族の雇用実態申立書」の提出が必要。）。

イ 取締役等、事業主と利益を同一にする地位にある者は、本事業の対象となりません。

４ 補助期間

申請年度の４月１日～翌年２月末日

（１）対象従業員１人あたりの補助期間

対象従業員１人につき、就職から５年（６０月）間又は当該補助対象企業就職後満５年となる日の属する月までの間のいずれか早い方を補助期間とします。

（２）年度途中採用者の取扱い

採用された日の属する月を１月目とし、５年（６０月）間を補助期間とします。

（３）年度途中退職者の取扱い

補助金交付決定後、実績報告までの間に退職した者については、企業から対象者への支給実績があっても、本事業の対象となりません。

また、既に退職している者についても、本事業の対象となりません。

（４） 転職者の取扱い

転職前の企業で本制度による支援を受けた者については、その補助期間を通算します。

5 補助額

- ① 交付する補助金の額は、対象従業員の年間返済額の3分の1。
ただし、企業の支給額の2分の1又は6万円のいずれか低い額を上限とします。
- ② 1円未満の端数が生じる場合は、1円未満を切捨てた額とします。

本人の 年間返済額	企業から本人 への支援額	負 担 額		
		企 業	県	本 人
18万円	18万円	12万円	6万円	なし
	12万円	6万円	6万円	6万円
	6万円	3万円	3万円	12万円
20万円	20万円	14万円	6万円	なし
	12万円	6万円	6万円	8万円
12万円	12万円	8万円	4万円	なし
	8万円	4万円	4万円	4万円

6 交付にかかる手続き

（１） 申請書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 対象従業員の雇用契約書（又は雇入れ通知書）の写し
- ③ 対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ④ 官公署が発行した支援対象者の生年月日及び住所が確認できる書類（住民票、運転免許証等）の写し
- ⑤ 対象従業員の勤務地が確認できる書類（従業員名簿、組織図等）の写し
- ⑥ 対象従業員の年間返済額及び奨学生番号が確認できる書類（奨学金返還の口座振替加入通知等）の写し
- ⑦ 手当等の支給根拠となる就業規則、社内規程等の写し
- ⑧ 兵庫県税の納税証明書（3）の原本

なお、神戸市内に在住し、かつ、在勤する対象従業員を雇用している中小企業は「市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書」（ただし、承諾書を提出しない場合は、関連市税に係る全ての納税証明書）、姫路市内に在住し、かつ、在勤する対象従業員を雇用している中小企業は「市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書」（ただし、承諾書を提出しない場合は、関連市税に係る全ての納税証明書）、尼崎市内に在住し、かつ、在勤する対象従業員を雇用している中小企業は「市税納税証明書」、明石市内に在住し、かつ、在勤する対象従業員を雇用している中小企業は「市税完納証明書」、

西宮市内に在住し、かつ、在勤する対象従業員を雇用している中小企業は「市税納付状況証明書」の原本も合わせて。

- ※ 要綱と一緒にお渡しするチェックリスト（必要書類一覧）も添付してください。
- ※ 前年度から引き続き対象従業員となる者（雇用期間の定めのない者に限る。）にかかる添付書類については、上記②、③は省略して構いません。

（２）問い合わせ・申請書類提出先

一般財団法人 兵庫県雇用開発協会

〒650-0025 神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル3階

TEL：078（362）6583 FAX：078（362）6613

（３）申請書類の提出

- ① 郵送（書留又は特定記録郵便に限ります。）
- ② 持参（受付時間：平日9～12時、13～17時）

（４）変更承認申請

年度途中で新たに対象となる従業員を採用された場合または支給する手当等を増額する場合は、できるだけ速やかに補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）に必要書類を添えて、変更承認申請を行ってください。

- ※ 要綱と一緒にお渡しするチェックリスト（必要書類一覧）も添付してください。

（５）補助事業の中止（廃止）

交付決定後、補助事業を中止（廃止）する場合は、できるだけ速やかに事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出してください。

7 交付決定、補助金の支給

原則として、提出された書類により審査を行い、原則毎月末を〆切として、予算の上限に達するまで、交付決定を行います。予算の上限が近づいた場合は、ホームページ等でお知らせします。

なお、補助金は交付申請年度にかかる実績報告を提出し、実績の確認ができた後に、補助対象企業からの請求に基づき交付されます。

8 実績報告・請求

交付決定を受けた全ての対象従業員への支給額が確定してから、概ね2週間以内に、事業実績報告書（様式第7号）を提出してください。実績報告書には、対象従業員へ支給し

た手当等の額がわかる書類（手当等を支払ったすべての月の「給与明細書」、「賃金台帳」の写し等）の添付が必要です。

※ 要綱と一緒にお渡しするチェックリスト（必要書類一覧）も添付してください。

なお、実績報告提出時に対象従業員が退職している場合は、補助対象企業から対象従業員へ支給実績があっても、補助金の受給を受けることはできません。

9 不正受給の取扱い

故意に事実と反する申請を行う等により補助金の不正受給を行った場合は、不交付とするか又は交付を取り消し、既に交付した補助金については、補助対象企業が返還の義務を負います。

詳しい要件等については、「中小企業奨学金返済支援制度事業補助金交付要綱」をご確認ください。

補助金申請に関する Q&A

Q1 日本学生支援機構以外の奨学金返済を行っている従業員への返済負担軽減を行った場合は、本事業の対象となるか。

A1 なりません。ただし、補助対象企業が同機構以外の奨学金返済を行っている従業員への返済負担軽減を行うことを妨げるものではありません。

Q2 本制度を活用して従業員に支給した手当等は、（従業員は）給与として課税されるか。

A2 他の手当等と同様に、課税対象になると思われませんが、詳しくは、所轄税務署にお問い合わせください。

Q3 事業主の親族は、対象従業員となるか。

A3 原則として、事業主と同居している親族である従業員は対象となりません。ただし、別紙様式「同居親族の雇用実態申立書」により、①事業主の指揮命令に従っていることが明確で、②勤務時間や賃金の支払い等が他の従業員と同様であることが確認できる場合は、この限りではありません。

Q4 年度の途中で全額繰上げ償還を行った場合の補助額はどうか。

A4 年度の途中で全額繰上げ償還を行った場合は、返済を行った月までの支給額を補助対象経費とします。

賞与で支給するなど、毎月支給していない場合は、その支給額を支給対象と考えられる月数で均等割して、補助対象額を計算します。例えば、6月と12月に6万円ずつ支給されている従業員が10月に一括返済した場合は、12月支給分が7～12月の返済額を支援対象にしているのであれば、7～10月の4ヶ月分に相当する4万円は補助対象とすることができます。

Q5 1年間の有期雇用契約を複数回更新し、年度内に雇用期間の定めのない正社員に切り替える予定の従業員は、対象従業員となるか。

A5 交付申請時に正社員でなくても、企業として奨学金返済支援の対象としている場合、本人に係る複数回の契約更新に係る雇用契約書等の写しの提出及び年度内に正社員に切り替える旨の確認をとらせていただき、本事業の対象従業員とすることとします。

Q6 補助金の交付決定を受けたあと、県外の事業所へ転勤した場合の取扱い如何。

A6 同じ企業に在籍しているのであれば、年度末まで申請時の事業所に勤務していたものとして取り扱います。子会社や関連会社へ移籍した場合の取扱いは、Q7をご覧ください。

Q7 在籍出向の従業員については、対象従業員の要件を満たしていれば対象となるか。

A7 在籍出向の従業員については、対象従業員となる要件を満たし、出向元の企業における雇用保険被保険者資格を有したまま、申請時に出向先企業の県内事業所に勤務している場合に対象となり得ます。この場合、奨学金返済支援に係る手当等が出向元事業主から支給されていることが必要です。

なお、申請時の「従業員名簿」「組織図」等の写しの提出については、出向元と出向先の両方の企業のものを提出していただくこととなります。

※ 在籍出向であっても出向先の企業で雇用保険被保険者となる場合及び移籍出向の場合は、補助対象とはなりません。

【参考】在籍出向における雇用保険の取扱い

在籍出向により、2以上の事業主と雇用関係ができた場合は、その労働者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける一の雇用関係のみ被保険者として取り扱うこととなっています。

Q8 手当として毎月支給する場合、3月支給分は補助対象とならないのか。

A8 当該年度の2月末日までに支給した手当等が補助対象となるため、3月中に支給したもののについては、補助対象外となります。

ただし、3月分を2月末までに支給した場合等は、補助対象となり得ます。

Q9 手当として毎月支給する場合、事業実績報告は2月の手当支給日以降でないとできないのか。

A9 対象従業員の返済額、手当の支給額から計算して、補助金の上限に達したことが明らか場合は、2月の手当支給日前でもその時点で実績報告書の提出は可能です。なお、対象従業員が複数いる場合は、全ての対象従業員について上限に達していることが必要です。実績報告は、従業員ごとに提出することはできません。

（補助上限額の考え方＝ア～ウのうち最も低い金額）

ア：対象従業員の年間返済額（当該年度中に返済する必要がある額。実績報告書提出時までに返済時期が来ていない額も含む。）の3分の1

イ：補助対象企業の支給額（実績報告書提出時までに実際に支給した額）の2分の1

ウ：60,000円

（例 対象従業員の毎月返済額が15,000円で（年間180,000円）、毎月の手当額が15,000円（年間180,000円）で4～11月分まで支給済みの場合）

ア：180,000円×1/3＝60,000円

※ 年間の返済予定額は決まっており、12月以降になってもその額は変動しない。

イ：15,000円×8ヶ月×1/2＝60,000円

※ 12月以降の手当を加えても、既にア、ウ（60,000円）で上限に達しているため、補助金額に影響しない。

★ 以上のことから、11月の手当支給日以降であれば実績報告書の提出が可能です。

Q10 会社以外の法人は対象にならないとあるが、具体的にはどのような法人か。

A10 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP）は、対象になりません。

Q11 実績報告の際に、従業員が実際に奨学金を返済していることを証明する書類を添付する必要はあるか。

A11 必要ありません。補助対象企業が実際に手当等を支給していれば補助対象となり得ますので、従業員が実際に支払ったことを証明する書類の提出は不要です。

Q12 補助金の交付申請は、年度ごとに行うことになっているが、6月の賞与の際に、前年度の12月分から申請年度の6月分までを支給した場合は、4月分から6月分に相当する額しか補助対象にならないのか。

A12 どの月の分に対する支援であるかは問わず、申請年度の2月末日までに企業が実際に支給している額を補助対象とするので、この場合は前年度の12月分から申請年度の6月分まで全てが補助対象となり得ます。

Q13 年1回の支給を考えているが、年度途中で返済支援制度を設けた場合は、制度を設けた月以降の分に相当する額だけが補助対象になるのか。

A13 申請年度の2月末日までに企業が支給していれば、制度創設前も含めてどの月の分に対する支援であるのかは問わず、全額が補助対象となり得ます。

Q14 年度途中で対象従業員の1人が退職した場合は、補助金決定内容変更承認申請書（様式第3号）を提出する必要があるか。

A14 提出は不要です。年度途中退職者については、補助金の交付対象とならないので、補助事業実績報告書（様式第5号）には記載しないでください。

Q15 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市の各市内に在住し、かつ、在勤する対象従業員を雇用している企業について、他の市町に本社のある企業と納税証明や補助金の不正受給がないことの確認の取扱いが異なる理由は何か。

A15 本事業は、（一財）兵庫県雇用開発協会と兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市が連携して実施するもので、事業所の所在地、従業員の住所によって、補助金の負担者が異なるためです。

Q15 京都府との相互実施を開始する理由は何か。

A15 制度に対するニーズ把握に基づき、同様の趣旨の制度を実施する京都府との相互連携によるPR効果等により、県内中小企業の人材確保と若年者の県内就職・定着に資すると考えられたためです。

また、①京都府制度が、本県と同じく企業の人材確保・定着に係る自助努力を支援する目的で実施していること、②対象者等の考え方が類似していること、③近畿圏内自治体であり相互実施により人材還流が見込めることから、京都府と相互実施することとしたものです。